

緊急経済対策に盛り込まれた主な給付金・助成金等 の手続きデジタル化の状況

令和2年6月22日
内閣府

令和2年4月27日経済財政諮問会議有識者議員提出資料（資料3-2）に対する現在の状況

事業名	<対面原則> オンラインで申請手続きは可能か	<押印原則> 記名押印・署名を求めているか	<現在の状況>
子育て世帯への臨時特別給付金(内閣府)	公務員以外は、 手続き不要	—	—
持続化給付金(経産省)	オンライン (申請支援窓口を設置)	不要	—
国税の納税猶予(財務省)	オンライン (または郵送、対面)	電子署名 (郵送・対面は押印)	—
地方税の納税猶予(総務省)	郵送または対面 (自治体窓口)	押印が必要	制度創設直後の 5月1日から、電子署名により押印不要の形で、電子申請を可能としている。
企業主導型ベビーシッター利用者支援事業(内閣府)	メール (又は郵送)	押印が必要	ICT化のための予算を第2次補正予算に計上し、 押印が不要なシステムを構築予定。
高等教育の修学支援新制度、貸与型奨学金(文科省)	郵送 (一部オンライン)	押印が必要	4月20日より、対面による手続きや従来押印を必要としていた「指導教員推薦所見」の提出を不要としている。誓約書、借用書等には押印が必要。
小学校休業等対応支援金(厚労省)	郵送	押印又は署名	署名があれば押印不要。
個人向け緊急小口資金の特例貸付(厚労省)	原則郵送	押印が必要	オンライン申請が可能となるよう準備中。 押印は借用書等に必要(押印のあり方について検討中)。
住居確保給付金(厚労省)	郵送または対面 (自立相談支援機関)	押印が必要	自治体に対し、5月7日に郵送申請の原則化、 電子メールによる申請も認めることを要請。 申請者は署名があれば押印不要、ただし、家主等は押印が必要(押印のあり方について検討中)。
雇用調整助成金(厚労省)	郵送または対面 (ハローワーク等)	押印又は署名(※)	郵送申請が可能である一方、オンライン申請は再開に向けて準備中。署名があれば押印不要。
求職者支援訓練制度(厚労省)	郵送または対面 (ハローワーク)(※)	押印又は署名	申請書類の提出は、3月11日より特例的に郵送での申請を可能に。署名があれば押印不要。
日本政策金融公庫の特別貸付(財務省・経産省等)	郵送・ネット申込み後、 電話または対面(※)	申込書は省略可、 融資契約書は 押印が必要 要(※)	申込は、非対面の手続きが可能、国民事業については押印は省略可能。融資契約書は原則郵送(非対面)であるが、押印は必要(金融界における検討状況を踏まえながら、日本公庫において、押印のあり方について論点を整理中)。
信用保証協会によるセーフティネット保証(経産省)	対面 ・郵送・一部自治体 でオンライン(市区町村 の認定)(※)	押印が必要 (自治体によって省略 可)(※)	申請に必要な市区町村認定について、郵送・オンライン等の非対面の手続きを推奨。 5月1日より申請者の押印は申込意思等が確保できれば省略可と明確化。

注：(※)は4月27日の資料から事実関係を踏まえ修正した箇所。